

「完全制覇」2級FP技能検定 精選 **実技** 問題集（2025年版）」

2025年度 改正補足資料

当改正資料は、標記問題集において法令や制度の改正により発刊時より変更が生じた箇所について、2025年4月時点における標記問題集の改正箇所等を一覧でまとめたものです。ご確認のうえご活用ください。

F P K 研修センター株式会社

【問題編】

頁	問題番号	改正内容												
23	問題18 (設問D)	(所得制限の撤廃) 図表内 支給基準額118,800円 所得判定基準※1 304,200円 月額9,900円(年間118,800円)を上限とする支援については、 <u>2025年度から所得制限が撤廃され、全員が支援対象となります。</u>												
30	問題26 (設問B)	<資料> 介護保険第2号被保険者に該当する場合： 11.60% → 介護保険第2号被保険者に該当する場合： <u>11.59%</u>												
166	問題8 (設問A)	幸子さんの収入を2025年とした場合 ・ <給与所得控除額の速算表と選択肢の修正> <給与所得控除額の速算表(2025年分以降)> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与等の収入金額</th> <th>給与所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>190万円以下</u></td> <td><u>65万円</u></td> </tr> <tr> <td><u>190万円超</u> 360万円以下</td> <td>収入金額×30%+ 8万円</td> </tr> <tr> <td>360万円超 660万円以下</td> <td>収入金額×20%+ 44万円</td> </tr> <tr> <td>660万円超 850万円以下</td> <td>収入金額×10%+110万円</td> </tr> <tr> <td>850万円超</td> <td>195万円</td> </tr> </tbody> </table> 1. 15万円 2. 22万円 3. 65万円 4. 70万円	給与等の収入金額	給与所得控除額	<u>190万円以下</u>	<u>65万円</u>	<u>190万円超</u> 360万円以下	収入金額×30%+ 8万円	360万円超 660万円以下	収入金額×20%+ 44万円	660万円超 850万円以下	収入金額×10%+110万円	850万円超	195万円
給与等の収入金額	給与所得控除額													
<u>190万円以下</u>	<u>65万円</u>													
<u>190万円超</u> 360万円以下	収入金額×30%+ 8万円													
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+ 44万円													
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+110万円													
850万円超	195万円													

【解答・解説編】

頁	問題番号	改正内容
239	問題18 (設問D)	1. 適切。所得判定基準額が304,200円未満(保護者の合算)の場合、毎月の支援額は最大で公立高校の授業料相当額(月額9,900円、年間118,800円)となり、… → 2025年度より、304,200円未満の所得要件が撤廃され、該当者全員が支援対象となった。
242	問題26 (設問B)	(エ) 2行目 介護保険料率 (2024年度は16.0/1000) → (<u>2025年度は15.9/1000</u>)

頁	問題番号	改正内容																														
248	問題38 (設問A)	(6行目) …の場合は、さらに 原則2ヵ月 (3ヵ月の場合もある) … → <u>原則1ヵ月</u>																														
248	問題39 (設問B)	<2025年4月1日以後の自己都合退職の給付制限> (4行目) 待期の7日間に加え、 <u>原則1ヵ月間</u> の給付制限に係る。 (下から2行目) …給付制限期間は <u>1ヵ月</u> となる。																														
307	問題8 (設問A)	2025年度の給与収入とした場合 55万円+80万円=135万円 < 190万円 ※ 給与所得控除額は <u>65万円</u> 給与所得の金額：135万円- <u>65万円</u> = <u>70万円</u>																														
313	問題23 (設問A)	(ア) 2025年分以後の基礎控除額は、納税者の所得に応じて次のとおり。なお、控除額88万円・68万円・63万円は2025年・2026年の特例措置であり、2027年以後の控除額は58万円となる。 <table border="1" data-bbox="411 743 1152 1168"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計所得金額</th> <th colspan="2">基礎控除額</th> </tr> <tr> <th>2025年・2026年分</th> <th>2027年分以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>132万円以下</td> <td colspan="2">95万円</td> </tr> <tr> <td>366万円以下</td> <td>88万円</td> <td rowspan="3">58万円</td> </tr> <tr> <td>489万円以下</td> <td>68万円</td> </tr> <tr> <td>655万円以下</td> <td>63万円</td> </tr> <tr> <td>2,350万円以下</td> <td colspan="2">58万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td colspan="2">48万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円以下</td> <td colspan="2">32万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円以下</td> <td colspan="2">16万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	基礎控除額		2025年・2026年分	2027年分以降	132万円以下	95万円		366万円以下	88万円	58万円	489万円以下	68万円	655万円以下	63万円	2,350万円以下	58万円		2,400万円以下	48万円		2,450万円以下	32万円		2,500万円以下	16万円		2,500万円超	なし	
合計所得金額	基礎控除額																															
	2025年・2026年分	2027年分以降																														
132万円以下	95万円																															
366万円以下	88万円	58万円																														
489万円以下	68万円																															
655万円以下	63万円																															
2,350万円以下	58万円																															
2,400万円以下	48万円																															
2,450万円以下	32万円																															
2,500万円以下	16万円																															
2,500万円超	なし																															
314	問題23 (設問A)	(ウ) 配偶者特別控除額の区分「配偶者の合計所得金額」を修正 (表内1段目) 48万円超 95万円以下 → (2025年分より) <u>58万円超</u> 95万円以下 (エ) (2行目) …配偶者控除は 48万円 以下、配偶者特別控除は 48万円超 133万… (2025年分より) <u>58万円</u> 以下、配偶者特別控除は <u>58万円超</u> 133万…																														
320	問題36 (設問A)	選択肢2 (3行目) …所得税は最高 48万円 であるのに対し → …所得税は最高 <u>95万円</u> であるのに対し																														
321	問題38 (設問A)	・期限延長および要件の追加 (ア) 適切。 <u>2027年3月31日までの間に開始する事業年度において、期末資本金の額が1億円以下の一定の中小法人については、年800万円以下の部分所得について15% (年間の所得が10億円を超える事業年度は17%) の軽減税率が適用される。</u>																														